

「ながさき地産地消こだわりの店」の募集

長崎県では、県民や観光客の方々に県産食材を使用した料理を食して長崎県産の良さを知ってもらい、地産地消をより一層推進するため、県産食材を積極的に使用している店を「ながさき地産地消こだわりの店」として認定する制度を平成21年度から始めることとしました。

つきましては、下記のとおり募集しておりますので皆様からのご応募をお待ちしております。

<「ながさき地産地消こだわりの店」認定制度実施要領>

対 象	県内に店舗を有し、県産食材()を用いた料理を提供する飲食店、ホテル、旅館など 県産食材とは、県内で生産された農林畜水産物及び県内で生産された農林畜水産物を使用した加工品をいいます。
認定要件	(1) 地産地消にこだわっていることが来店者に分かりやすく、店内外及びメニューに表示されていること。 (2) 店員が地産地消及び提供する食材について十分説明できること。 または、そのための取り組みを予定していること。 (3) 地産地消にこだわって県産食材を用いた料理を提供していること。 米は、県産米を100%使用していること。 酒及び焼酎は、常に県産品を取り扱っていること。 米及び酒類を除いて、年間通じて概ね60%以上は県産食材を使用していること。 (4) 食品衛生法等、関係法令を遵守していること。
認定期間	認定の日から3年間 更新可能
支援措置	・ 認定証、認定プレートを交付します。 ・ のぼり等のPR資材を提供します。 ・ 県のホームページやパンフレット等でお店を紹介します。 他にも、認定店共同で実施するイベントの支援等を予定しています。
認定店の責務	認定店は、店内の見えやすい場所へ認定証又は認定プレートを掲示し、自らも認定店であることをPRし、地産地消の推進及び県産食材のPRに努めてください。

申請方法は、次のとおりです。

申請書に必要事項を記入のうえ、関係書類を添えて、お店の所在地を所管する振興局へ郵送又は持参のうえ、提出してください。

申請書	(1) ながさき地産地消こだわりの店認定申請書 (2) ながさき地産地消こだわりの店認定申請書明細書 他に、申請店の外観、店内の写真などを添付してください。
------------	--

申請先	お店の所在地により申請先が異なりますのでご注意ください。		
	長崎・県央 地域	県央振興局農林部農業振興課 〒854-0071 諫早市永昌東町 25-8	☎ 0957-22-0389
	島原地域	島原振興局農林水産部農業振興課 〒855-0835 島原市西八幡町 8509-2	☎ 0957-63-0462
	県北地域	県北振興局農林部農業振興課 〒859-6325 佐世保市吉井町大渡 80	☎ 0956-41-2033
	五島地域	五島振興局農林水産部農業振興課 〒853-8502 五島市福江町 7-1 事務所は五島市役所本館 2F です。	☎ 0959-72-5115
	壱岐地域	壱岐振興局農林水産部農業振興課 〒811-5732 壱岐市芦辺町国分東触 678-7	☎ 0920-45-3038
	対馬地域	対馬振興局農林水産部農政技術普及課 〒817-8520 対馬市厳原町宮谷 224	☎ 0920-52-4011
選考	認定要件に基づき内容を審査し、認定の可否を決定します。 また、必要に応じて現地調査を実施します。		
問い合わせ先	長崎県農林部農政課地域振興班 電話 (代表)095-824-1111 内線:2915、2916 (直通)095-895-2915 FAX 095-895-2589 e-mail s07010@pref.nagasaki.lg.jp		